

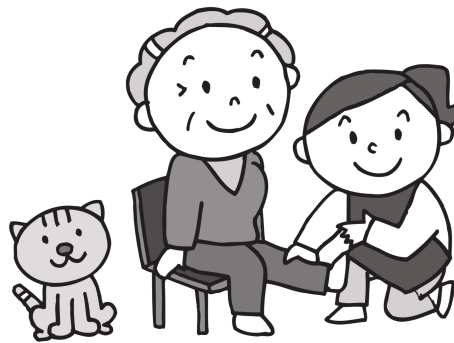
サービスを利用したときには 費用の一部を負担します

■介護保険で利用できる在宅 サービス費の額には上限が あります（16 ページ参照）



■ケアプランに基づいて上限 の範囲でサービスを利用し た場合の自己負担

原則としてサービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）です。



■要支援・要介護認定を受けた方、または、総合 事業の事業対象者となった方に「負担割合証」 を交付します。

●介護保険負担割合証

利用している介護サービス事業所などに、介護保険証と一緒に、ご提示していただく必要があります。

●交付対象となる期間

負担割合証の有効期間は8月1日～翌年7月31日で、前年の所得によって決定し毎年更新されます。

負担割合が記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日 令和00年00月00日	
被保者番号	0123456789
住所	静岡県牧之原市 静波 0000 番地
フリガナ	マキノハラ ハナコ
氏名	牧之原 花子
生年月日	昭和00年00月00日
利用者負担割合	1割 開始年月日 令和00年00月00日 終了年月日 令和00年00月00日
保険者番号に びる 保険者の名称 及び印	222265 牧之原市 公印

■利用者負担割合の判定

割合	対象者	基準
3割	第1号被保険者 (65歳以上の方)	本人の合計所得金額（※1）が220万円以上かつ、世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「年金収入＋その他の合計所得金額（※2）」が340万円以上 (2人以上の場合は合計が463万円以上)
2割	第1号被保険者 (65歳以上の方)	本人の合計所得金額（※1）が160万円以上かつ、世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「年金収入＋その他の合計所得金額（※2）」が280万円以上 (2人以上の場合は合計が346万円以上)
1割	以下のいずれかに該当する場合は1割になります。 ①生活保護等受給者 ②本人が市民税非課税 ③本人の合計所得金額が160万円未満 ④本人の合計所得金額が160万円以上かつ、世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「年金収入＋その他の合計所得金額（※）」が280万円未満（2人以上の場合は合計が346万円未満） ⑤旧措置入所者（平成12年4月1日以前から、市町村の措置によって特別養護老人ホームに入所している方） ⑥第2号被保険者（40歳から64歳までの方）	

※1…合計所得金額については、6ページ「保険料額を確認しよう」の※2を参照してください。

※2…その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る所得金額（雑所得）を差し引いた金額です。

■通所介護や短期入所サービス・施設サービス などを利用するときは、食費・滞在費・日常生活費等が別に自己負担となります。

(1) 通所介護等のサービス

サービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割） + 食費 + 日常生活費

(2) 短期入所生活介護・短期入所療養介護等のサービス

サービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割） + 食費 + 滞在費 + 日常生活費

(3) 施設サービスを利用した場合

サービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割） + 食費 + 居住費 + 日常生活費

※(2)、(3)の食費・滞在費・日常生活費等の軽減については次ページ「介護保険負担限度額認定」参照